

第4章 景観まちづくり

景観マスタープラン

■ 景観マスタープランとは

今治市には、多島海、海峡、山並み、溪谷等の豊かな自然景観、寺社仏閣、史跡、伝統行事等の歴史・文化景観、農漁村集落、田園等の人と自然の共生景観、しまなみ海道の橋梁群、市街地景観等の新たな景観、そして造船所や港等の活気を感じる産業景観など、多彩で多様な景観があります。

今治市景観マスタープランは、これらの「今治らしい景観」を守り、育て、次世代に継承していくため、景観計画*の策定など、今治市における景観形成に関する基本的な方針を示したもので、平成21年12月に策定しました。

第四章

景観まちづくり



用語解説

景観計画

景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定の、景観行政団体*が景観行政を進める場として定める基本的な計画のこと。良好な景観形成のため必要があると認められる土地の区域について一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定めることができる。

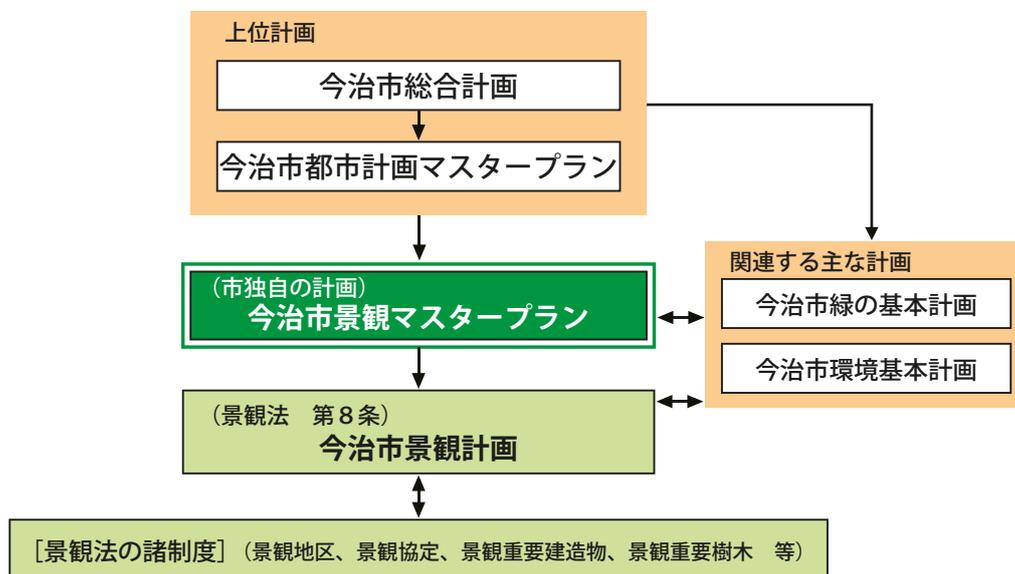
景観行政団体

一定の地域について一元的に景観施策を主体的に実施する団体のこと。
今治市は、平成17年10月17日に景観行政団体へ移行した。

■ 景観マスタープランの位置づけ

今治市景観マスタープランは、上位計画である今治市総合計画や今治市都市計画マスタープラン、また、関連する計画との整合を図りながら、景観計画

における良好な景観の形成に関する方針として、また、今後の景観施策の展開についての基本的な計画を示すものとして位置づけています。



■ 景観づくりの基本目標

① 今治の海、島、山の豊かな自然景観を守り育て次世代へ継承します。

- 海浜景観の保全、育成
- 海と緑の景観保全、再生、育成
 - 里山の再生、適切な維持管理
- 溪谷景観の保全、再生、育成

④ 新たな魅力ある景観の創出を図り、次世代へ継承します。

- 中心市街地の顔づくり
- 潤いある生活空間の維持、形成

② 今治の歴史・文化を伝える景観を守り育て次世代へ継承します。

- 景観資源周辺の景観の保全、育成
 - 歴史資源の周辺の環境の保全
 - 雰囲気を生かした街並みの形成
- 地域の文化的景観の保全、継承、育成
 - 地域の伝統行事やお接待の心の継承
- 文化的景観を生かした景観づくり

⑤ 海とともに発展してきた今治の活力ある産業景観を活用し、次世代へ継承します。

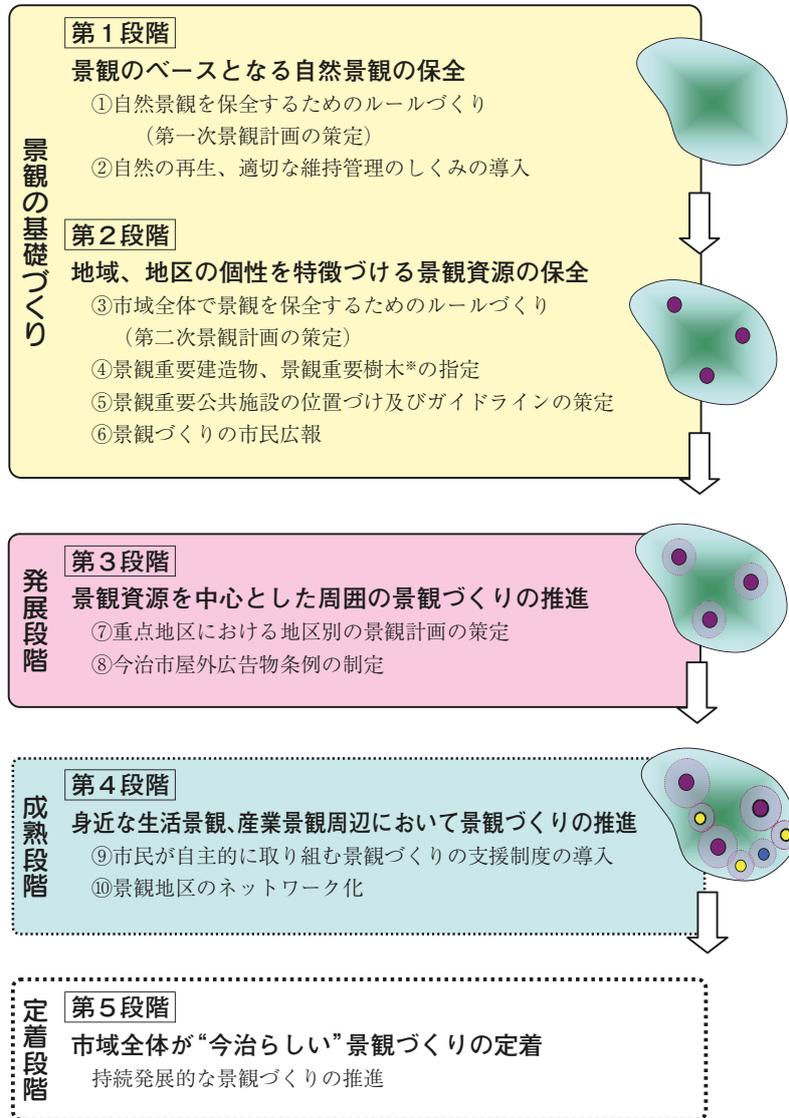
- 海事景観の活用、育成
 - 産業景観の位置づけ
 - 産業景観の利活用

③ 長い歴史の中で培ってきた人と自然が共生する景観を守り育て次世代へ継承します。

- 集落景観の保全、育成
 - 身近な景観資源の掘り起こし
 - 住民主体の景観づくり

■ 景観形成アクションプラン

景観づくりの展開方針に定めた第1段階から第4段階における取り組みを10の景観形成施策として位置づけます。



【景観づくりの展開方針、①～⑩は10の景観形成施策】

■ 景観計画の策定

景観形成施策の第1段階として平成23年9月に今治市景観計画を策定しました。この計画では、豊かな自然景観を守るために景観計画区域（景観ルールが適用される範囲）を設定しており、区域内で一定

規模以上の建築行為や開発行為等をしようとする場合は、景観形成基準（行為を行うに当たって配慮すべき事項）に基づいて良好な景観が形成されるように、届出の手続きが必要となります。

用語解説

景観重要建造物、景観重要樹木

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となった土地その他の物件を含む。）や樹木として、景観行政団体の長が指定するもの。